

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第2部門第7区分
 【発行日】平成18年6月1日(2006.6.1)

【公表番号】特表2004-527433(P2004-527433A)

【公表日】平成16年9月9日(2004.9.9)

【年通号数】公開・登録公報2004-035

【出願番号】特願2003-501784(P2003-501784)

【国際特許分類】

B 6 6 B 23/02 (2006.01)

【F I】

B 6 6 B 23/02 Z

【誤訳訂正書】

【提出日】平成18年3月31日(2006.3.31)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

エスカレータまたは動く歩道の構成要素の運転装置において、該装置は少なくとも1つの運転モータと、少なくとも1つの伝動装置とを含み、該伝動装置はステップまたはパレットのチェーン鎖車シャフトなどの前記構成要素を駆動する関係にあり、前記鎖車シャフトの側における少なくとも一組の歯車は可変のピッチ円直径を有する運転装置。

【請求項2】

エスカレータまたは動く歩道の構成要素の運転装置において、該装置は少なくとも1つの運転モータと、少なくとも1つの伝動装置とを含み、該伝動装置はステップまたはパレットの鎖車シャフトおよび手すりの運転シャフトなどの前記構成要素を駆動する関係にあり、前記鎖車シャフトの側における少なくとも一組の歯車は可変のピッチ円直径を有する運転装置。

【請求項3】

請求項1または2に記載の運転装置において、前記伝動装置は動力分割装置であることを特徴とする運転装置。

【請求項4】

請求項1ないし3のいずれかに記載の運転装置において、前記一組の歯車のピッチ円直径は、円周に沿った方向において最大値と最小値との間を変化することを特徴とする運転装置。

【請求項5】

請求項1ないし4のいずれかに記載の運転装置において、前記ピッチ円直径の円周に沿った変化は、ステップ帯またはパレット帯用の鎖車の歯数を相似的に表すことを特徴とする運転装置。

【請求項6】

請求項1ないし5のいずれかに記載の運転装置において、ステップまたはパレットの鎖車シャフトの側のみ、不規則性が得られる一方、手すりの運転シャフトが存在する場合は、該手すりの運転シャフトは一定速度で走行することを特徴とする運転装置。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0005

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0005】

一方で、本目的は、エスカレータまたは動く歩道の構成要素の運転装置によって実現する。運転装置は、少なくとも1つの運転モータと、ステップまたはパレットのチェーン鎖車シャフトなどの上記構成要素を駆動する関係にある少なくとも1つの歯車とを含む。本運転装置では、鎖車シャフトの側において、少なくとも一組の歯車は、可変のピッチ円直径を有する。

【誤訳訂正3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0006

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0006】

他方で、本目的は、エスカレータまたは動く歩道の構成要素の運転装置によって実現する。運転装置は、少なくとも1つの運転モータと、ステップまたはパレットの鎖車シャフトや手すりの運転シャフトなどの上記構成要素を駆動する関係にある少なくとも1つの歯車とを含む。本運転装置では、とりわけ、鎖車シャフトの側において、少なくとも一組の歯車が、可変のピッチ円直径を有する。

【誤訳訂正4】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0009

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0009】

本発明による歯車のコンセプトは、好ましくは動力分割装置によって実現する。動力分割装置では、好ましくは、ステップまたはパレットの鎖車シャフトの側のみ、可変のピッチ円直径を有する一組の歯車によって、必要な不規則性が得られる一方、手すりの運転シャフトが存在する場合は、手すりの運転シャフトは一定速度で走行する。

【誤訳訂正5】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0010

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0010】

ここでピッチ円直径は、その円周において、ステップ帯またはパレット帯の運転チェーンとして用いられる、連携する鎖車が有する歯に対応した回数分、最小値と最大値との間を変化する。

【誤訳訂正6】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0013

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0013】

本発明によれば、ステップの鎖車の側にある一組の歯車3、4には可変のピッチ円直径9、10が設けられていて、可変のピッチ円直径9、10はその円周において、図示しない鎖車が有する歯に対応した回数だけ、最小値と最大値との間を変化する。一組の歯車3、4は、ステップの鎖車シャフト7の側でのみ、決められた不規則性を発生するが、その一方、手すりの運転シャフト8の速度は一定に保たれる。この運転コンセプトは、(ステップ幅に依存した)例えれば200mmまたは400mmもの大きなチェーンピッチが用いられるがため

に、多角形効果に対して異質な補償が必要となる場合や、運転モータ2の運転速度が不規則であるにも拘らず、ステップまたは鎖車シャフト7と、手すりの運転シャフト8とを同一速度で走行させたい場合に好ましい。

【誤訳訂正7】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0014

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0014】

図2の概略図は、図示しない動く歩道に用いられる運転モータ2'に駆動される関係にある伝動装置1'を示す。伝動装置1'の内部には、歯車ホイール3'、4'が配設されていて、歯車ホイール4'は、パレットの鎖車シャフト7'の方向を軸とするメインドライブピニオンを形成する。本発明によれば、図1と同様に、パレットの鎖車の側における一組の歯車3'、4'は、可変のピッチ円直径9'、10'を有する。